

第4章 相当免許状を要しない非常勤の講師の届出及び免許教科以外の教科の教授担任許可申請

1 相当免許状を要しない非常勤の講師（いわゆる特別非常勤講師）の届出について

(1) 制度の趣旨（免許法第3条の2）

学校教育において、特に必要があると認められる場合は、相当する教育職員免許状を有しない者であっても、当該内容に関し専門的な知識又は技能を有する者を、あらかじめ県教育委員会に届け出るにより非常勤講師に充てることができます。

ただし、担任できる事項及び担任期間等は、以下ようになります。

ア 担任できる事項

教科の領域の一部に係る事項又は小学校におけるクラブ活動に限られ、教科の領域の全部や特別活動を担任することはできないこと。

（例） 調理師免許所有者が調理実習を担当する場合など（この場合「家庭」という教科の領域の全部は担任できない。）

イ 担任期間

辞令書による採用期間を超えないこと。

ウ その他

届出により当該非常勤講師となった者は、担任事項に係る成績評価を行うことができる。また、職務に支障のない限り2校以上の兼務や他の職業に従事することができる。

(2) 届出方法

ア 届出期限

(ア) 4月1日付け採用となるもの

前年度末までで県教育委員会の定める期日（別途通知による）

(イ) 上記以外のもの

採用する日の1ヵ月前

イ 届出書類（「教育職員の免許状に関する規則（県教委規則）」第19条）

(ア) 相当免許状を有しない者を非常勤講師に充てるための届出書（第14号様式）

(イ) 非常勤講師に充てようとする者に係る次に掲げる書類

A 履歴書（第2号様式）

B 担当させる教科の領域の一部に係る事項又は教科に関する事項に関して、技能又は実務経験等を有することを証明する書類

2 免許教科以外の教科の教授担任許可申請

(1) 許可の内容

中学校又は高等学校、特別支援学校の中学部又は高等部において、ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認められる場合は、当該学校の校長及びその教科についての免許状を有しない教諭の申請により、授与権者（県教育委員会）が許可をし

た場合、一年以内の期間に限り、許可を受けた教諭はその教科の教授を担当することができます。(以下「免外担任」という。)(免許法附則第2項)

(2) 申請の方法

学校長及び教科担任予定教諭の連名により次の書類を作成し申請します。

ア 申請に必要な書類

- (ア) 免許教科以外の教科の教授担任許可申請書(県教委規則第15号様式)及び免許教科以外の教科の教授担任許可書
- (イ) 申請における説明書(付表1)
- (ロ) 教員組織及び教科担任表(付表2)

イ 申請書類の提出部数

各2部(県立学校及び私立学校は1部)

ウ 申請時期

- (ア) 年度当初の場合:別に指定された日。ただし、書類の申請月日は4月1日とする。
- (イ) 年度中途の場合:担任期間開始の1ヵ月前。

エ 申請書類の提出先

- (ア) 市町村立学校:所轄の教育事務所長(市町村教育委員会経由)
- (イ) 県立学校及び私立学校:県教育庁義務教育課長

(3) 免外担任をしようとする場合の注意事項

ア 教科の担任分担においては免外担任の発生を極力回避すること。

- イ 教科担任よりも校務分掌を優先させるためにする許可申請はできないこと。
- ウ 教員相互の担任時間数の平均化を図るためにする許可申請はできないこと。
- エ 免外担任をする教諭は、有する免許教科についても必ず担任しなければならないこと。
なお、原則として、有する免許状の教科の担任の方が主となるようにすること。
- オ 新採用教諭の免外担任許可は、原則としてしないこと。
- カ 教諭1人あたりの免外担任教科数は、2教科を越えないこと。
ただし、中学校の特別支援学級及び特別支援学校の教諭はこの限りではない。
- キ 免外担任は「教諭」に限るものであり、校長、教頭、助教諭、養護教諭及び講師については認められないこと。
教頭がやむを得ず免外担任を行う場合は、教諭の兼務発令が必要である。
- ク 1教科についての免外担任を分担する場合の担任者数は、その教科の時間数及び学級数に応じた必要最小の数とすること。
- ケ 中学校の普通学級にあつては、当該免許状を所有する教員が明らかに少ない場合を除き、免許状を所有する教員のいる教科については、原則として許可申請はしないこと。
- コ 中学校の特別支援学級における免外担任の場合は、特別支援学級担任教諭があたることが望ましいこと。
- サ 特別の理由により上記エ～カによりがたい場合は、申請書類提出先(上記(2)のエ)と事前に協議すること。